

気象警報発令時、及び大地震発生時の緊急措置について

～気象警報発令時の措置～

- (1) 北大阪、又は大阪府全域に「暴風警報」が発令された場合、下記の措置をとる。
 (「大雨・洪水」等の警報が発令されていても、「暴風警報」が発令されていない場合は、原則として通常どおり登校する。)

1	午前7時の時点で暴風警報発令中の場合	自宅待機
2	午前7時以降、午前9時までに暴風警報解除の場合	解除された時点で登校
3	午前9時に暴風警報が解除されていない場合	臨時休校

※午前7時以降、午前9時までに解除された場合、給食はありません。
 (午後に授業がある学年は、弁当持参)

※登校後に「暴風警報」が発令された場合、原則としてその時点で通学路の安全確認をし、PTA役員、地区委員会の協力を得て、教職員引率のうえ集団下校する。下校させることが危険と判断される場合は、学校において保護措置をとる。

～大地震発生時の措置～

- (1) 大阪府下に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休校になります。臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。
- (2) 震度5弱未満の地震の場合、学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、休校の措置をとるかどうかが判断します。学校より臨時休校の連絡がない限り登校する。

※登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、安全な場所に避難させるとともに、通学路の安全確認をし、PTA役員、地区委員会の協力を得て、教職員引率のうえ、集団下校する。下校させることが危険と判断される場合は、学校において保護措置をとる。震度5未満の地震であっても被害が大きい場合、状況により同様の措置をとる場合があります。